

2010年8月4日 全11頁

適時開示の軽微基準、 原則、連結ベースに

制度調査課
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

[要約]

- 東証は、2010年6月29日に有価証券上場規程等の改正を行った。
- この中で、上場会社が適時開示の要否を判断するための基準（いわゆる軽微基準）について、原則、連結ベースに改めることとしている。
- ただし、インサイダー取引規制の重要事実に該当する事項については、（連結ベースで軽微な内容と判断される場合であっても）適時開示を行うことが求められる。その意味では、連結ベースだけではなく、単体ベースでも一定の基準を満たさない限り、適時開示が必要とされる事項も多い。
- 改正後の東証規則は、2010年6月30日から施行されている。

はじめに

- 東京証券取引所（以下、東証）は、2010年6月29日、「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」を発表した¹。
- この中には、2010年3月24日にとりまとめられた「上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告—四半期決算に係る適時開示、国際会計基準（IFRS）の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について—」²を受けて、四半期決算開示の見直しやIFRSの任意適用対応など適時開示を中心に幅広い内容の改正が盛り込まれている。
- その中に「適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し」が含まれている。

1. 適時開示の軽微基準を、原則、連結ベースに

- 金融商品取引所は、その上場する有価証券に関する適切な投資判断材料が投資者・市場に提供されることを確保するために、重要な会社情報を直ちに開示するように上場会社に求めている（東証有

¹ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/taisho.html>) に掲載されている。

² 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/bukai.html>) に掲載されている。

価証券上場規程 402 条など)。

- ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと認められるものについては、開示は不要とされている（同前）。この影響が軽微か否かを判断する基準のことを、通常、「軽微基準」と呼んでいる。
- 今回の東証規則改正では、こうした適時開示の軽微基準について、連結財務諸表提出会社を対象に、次のような見直しを行うこととしている。

- ①適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値（連結売上高等）を用いる。
- ②インサイダー取引規制上の重要事実該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化する。

- 前記①は、連結財務諸表提出会社は、適時開示の軽微基準も連結ベースとするという趣旨である。
- 改正前における適時開示の軽微基準は、単体ベースとなっていた。そのため、連結ベースが一般化している会計、開示の諸制度や、現実の株価形成との間で齟齬をきたしているとの指摘があった。
- こうした問題を受けて、東証では 2007 年の「上場制度総合整備プログラム 2007」³の中で、「軽微基準について原則として連結ベースへと見直す方向で検討する」との方向性を示していた。
- 更に 2008 年の「2008 年度上場制度整備の対応について」⁴の中でも、「基礎的な問題点の洗い出しなど、実現に向けた検討を継続的に行っていく」事項として、次のものを掲げていた。

投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、適切な形式基準への見直し（形式基準の連結ベース化・子会社の解散等に係る形式基準の設定など）に向けて、上場会社の実務への定着状況等を見ながら、上場規則の改正内容、実施時期について検討を行う。

- その後の議論を踏まえて、今回の規則改正で実現に至ったものと考えられる。
- なお、前記②は、基本的には東証規則に基づく適時開示と、インサイダー取引規制に基づいて公表が必要となる重要事実について、整合性をとるものと考えられる。ただ、インサイダー取引規制の重要事実該当するか否かの判定基準は、基本的に単体ベースで定められている。そのため、実質的に、新たな基準の下でも、連結ベースだけではなく単体ベースでも軽微な内容と判断されない限り、適時開示が求められる事項も存在している（後述 2.）。

2. 新しい適時開示の軽微基準

- 新しい適時開示の軽微基準のうち、上場会社についての決定事実・発生事実に関する部分の概要を旧ルールと対比してまとめるとレポート末尾の図表のようになる（東証有価証券上場規程施行規則

³ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2007program.pdf>) に掲載されている。

⁴ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2008program.pdf>) に掲載されている。

401～402条)。

○各項目で詳細は異なるが、概ね次のような単体ベースから連結ベースへの基準の変更が行われている。

○○が純資産額の○%未満 ⇒ ○○が連結純資産額の○%未満

○○による売上高の減少(増加)見込額が直前事業年度の売上高の○%未満
⇒ ○○による連結会社の売上高の減少(増加)見込額が直前連結会計年度の売上高の○%未満

○○による経常利益の減少(増加)見込額が経常利益金額の○%未満
⇒ ○○による連結経常利益の減少(増加)見込額が連結経常利益金額の○%未満

○○による当期純利益の減少(増加)見込額が当期純利益金額の○%未満
⇒ ○○による連結当期純利益の減少(増加)見込額が連結当期純利益金額の○%未満

など

○ただし、同時に、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下、取引規制府令)が定めるインサイダー取引規制上の(重要事実に関する)軽微基準を満たすことも要求する改正が行われている項目も多い。

○こうした項目については、実質的に、連結ベースの軽微基準に加えて単体ベースの軽微基準も満たさない限り、適時開示義務は免除されないということになる。

○例えば、決定事実のうち「固定資産の取得」については、改正前は「固定資産の取得価額が(単体ベース)の純資産額の30%未満」と見込まれれば、軽微基準に該当して適時開示は不要とされていた(改正前の東証有価証券上場規程施行規則401条6号b)。これが改正後は、「固定資産の取得価額が連結純資産額の30%未満」と見込まれることに加え、インサイダー取引規制上の軽微基準である「固定資産の取得価額が(単体ベース)の純資産額の30%未満」(取引規制府令49条12号ロ)とも見込まれなければ、適時開示が要求されることとなる(改正後の東証有価証券上場規程施行規則401条1項6号b)。

3. 施行日

○改正後の東証規則は2010年6月30日から施行されている(東証有価証券上場規程施行規則改正付則1など)。

【上場会社の決定事実に関する軽微基準の概要】(※1)

項目	改正前	改正後
①新株発行、自己株式処分など	払込金額等の総額が1億円未満(※2)	同左
②事業の全部又は一部の譲渡	次の(a)～(d)いずれにも該当 (a)事業譲渡に係る資産の帳簿価額が純資産額の30%未満 (b)事業譲渡による売上高の減少	次の(a)～(e)いずれにも該当 (a)事業譲渡に係る資産の帳簿価額が連結純資産額の30%未満 (b)事業譲渡による売上高の減少

	<p>見込額が単体ベースで 10%未満</p> <p>(c) 事業譲渡による経常利益の増減見込額が経常利益金額の 30%未満</p> <p>(d) 事業譲渡による当期純利益の増減見込額が当期純利益金額の 30%未満</p>	<p>見込額が連結ベースで 10%未満</p> <p>(c) 事業譲渡による連結経常利益の増減見込額が連結経常利益金額の 30%未満</p> <p>(d) 事業譲渡による連結当期純利益の増減見込額が連結当期純利益金額(※3)の 30%未満</p> <p>(e) 取引規制府令 49 条 8 号イに掲げる事項。具体的には、次の(イ)かつ(ロ)</p> <p>(イ) 事業譲渡に係る資産の帳簿価額が純資産額の 30%未満</p> <p>(ロ) 事業譲渡による売上高の減少見込額が単体ベースで 10%未満</p>
③事業の全部又は一部の譲受	<p>次の(a)～(d)いずれにも該当</p> <p>(a) 事業譲受に係る資産の増加見込額が純資産額の 30%未満</p> <p>(b) 事業譲受による売上高の増加見込額が単体ベースで 10%未満</p> <p>(c) 事業譲受による経常利益の増減見込額が経常利益金額の 30%未満</p> <p>(d) 事業譲受による当期純利益の増減見込額が当期純利益金額の 30%未満</p>	<p>次の(a)～(e)いずれにも該当</p> <p>(a) 事業譲受に係る資産の増加見込額が連結純資産額の 30%未満</p> <p>(b) 事業譲受による売上高の増加見込額が連結ベースで 10%未満</p> <p>(c) 事業譲受による連結経常利益の増減見込額が連結経常利益金額の 30%未満</p> <p>(d) 事業譲受による連結当期純利益の増減見込額が連結当期純利益金額の 30%未満</p> <p>(e) 取引規制府令 49 条 8 号ロ又はハに掲げる事項。具体的には次の(イ)又は(ロ)</p> <p>(イ) 事業譲受に係る資産の増加見込額が純資産額の 30%未満、かつ、事業譲受による売上高の増加見込額が単体ベースで 10%未満</p> <p>(ロ) 100%子会社からの事業の全部又は一部の譲受</p>
④新製品又は新技術の開発	<p>次の(a)～(b)いずれにも該当</p> <p>(a) 売上高の増加見込額が単体ベースで 10%未満</p> <p>(b) 特別に支出する合計見込額が単体ベースの固定資産の帳簿価額の 10%未満</p>	<p>次の(a)～(c)いずれにも該当</p> <p>(a) 売上高の増加見込額が連結ベースで 10%未満</p> <p>(b) 特別に支出する合計見込額が連結ベースの固定資産の帳簿価額の 10%未満</p> <p>(c) 取引規制府令 49 条 9 号に掲げる事項。具体的には、次の(イ)かつ(ロ)</p> <p>(イ) 売上高の増加見込額が単体</p>

		<p>ベースで 10%未満 (ロ) 特別に支出する合計見込額が単体ベースの固定資産の帳簿価額の 10%未満</p>
⑤業務上の提携	<p>次の (a)～(d) いずれにも該当 (a) 売上高の増加見込額が単体ベースで売上高の 10%未満 (b) (資本提携を伴う場合で相手方の株式等を新たに取得するとき) 新たに取得する株式等の取得予定価額が純資産と資本金のいずれか大きい額の 10%未満 (c) (資本提携を伴う場合で相手方によって新たに株式等を取得されるとき) 取得される予定株式数が発行済株式総数の 5%以下 (d) (合併会社設立を伴うとき) 新会社の総資産の予想帳簿価額×出資比率が純資産の 30%未満、かつ、新会社の予想売上高×出資比率が単体ベースで売上高の 10%未満</p>	<p>次の (a)～(e) いずれにも該当 (a) 売上高の増加見込額が連結ベースで売上高の 10%未満 (b) (資本提携を伴う場合で相手方の株式等を新たに取得するとき) 新たに取得する株式等の取得予定価額が連結純資産と連結資本金額のいずれか大きい額の 10%未満 (c) 同左 (d) (合併会社設立を伴うとき) 新会社の総資産の予想帳簿価額×出資比率が連結純資産の 30%未満、かつ、新会社の予想売上高×出資比率が連結ベースで売上高の 10%未満 (e) 取引規制府令 49 条 10 号イに掲げる事項。具体的には、次の (イ)～(ハ) いずれにも該当 (イ) 売上高の増加見込額が単体ベースで売上高の 10%未満 (ロ) (資本提携を伴う場合で相手方の株式等を新たに取得するとき) 新たに取得する株式等の取得予定価額が純資産と資本金のいずれか大きい額の 10%未満 (ハ) (合併会社設立を伴うとき) 新会社の総資産の予想帳簿価額×出資比率が純資産の 30%未満、かつ、新会社の予想売上高×出資比率が単体ベースで売上高の 10%未満</p>
⑥業務上の提携の解消	<p>次の (a)～(d) いずれにも該当 (a) 売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の 10%未満 (b) (資本提携に伴い相手方の株式等を取得しているとき) 取得し</p>	<p>次の (a)～(e) いずれにも該当 (a) 売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の 10%未満 (b) (資本提携に伴い相手方の株式等を取得しているとき) 取得し</p>

	<p>ている株式等の帳簿価額が純資産と資本金のいずれか大きい額の10%未満</p> <p>(c) (資本提携を伴う場合で相手方に株式等を取得されているとき) 取得されている株式数が発行済株式総数の5%以下</p> <p>(d) (合併会社を設立しているとき) 合併会社の総資産の帳簿価額×出資比率が純資産の30%未満、かつ、合併会社の売上高×出資比率が単体ベースで売上高の10%未満</p>	<p>ている株式等の帳簿価額が連結純資産と連結資本金額のいずれか大きい額の10%未満</p> <p>(c) 同左</p> <p>(d) (合併会社を設立しているとき) 合併会社の総資産の帳簿価額×出資比率が連結純資産の30%未満、かつ、合併会社の売上高×出資比率が連結ベースで売上高の10%未満</p> <p>(e) 取引規制府令49条10号口に掲げる事項。具体的には、次の(イ)～(ハ)いずれにも該当</p> <p>(イ) 売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満</p> <p>(ロ) (資本提携に伴い相手方の株式等を取得しているとき) 取得している株式等の帳簿価額が純資産と資本金のいずれか大きい額の10%未満</p> <p>(ハ) (合併会社を設立しているとき) 合併会社の総資産の帳簿価額×出資比率が純資産の30%未満、かつ、合併会社の売上高×出資比率が単体ベースで売上高の10%未満</p>
<p>⑦子会社等の異動</p>	<p>次の(a)～(g)いずれにも該当する子会社等の異動</p> <p>(a) 子会社の総資産の帳簿価額が上場会社の純資産額の30%未満</p> <p>(b) 子会社の売上高が上場会社単体ベースの売上高の10%未満</p> <p>(c) 子会社の経常利益が上場会社の経常利益金額の30%未満</p> <p>(d) 子会社の当期純利益が上場会社の当期純利益金額の30%未満</p> <p>(e) 子会社からの仕入高が上場会社の仕入高総額の10%未満</p> <p>(f) 子会社に対する売上高が上場会社の売上高総額の10%未満</p> <p>(g) 子会社の資本金が上場会社の</p>	<p>次の(a)～(h)いずれにも該当する子会社等の異動</p> <p>(a) 子会社の総資産の帳簿価額が上場会社の連結純資産額の30%未満</p> <p>(b) 子会社の売上高が上場会社連結ベースの売上高の10%未満</p> <p>(c) 子会社の経常利益が上場会社の連結経常利益金額の30%未満</p> <p>(d) 子会社の当期純利益が上場会社の連結当期純利益金額の30%未満</p> <p>(e) 同左</p> <p>(f) 同左</p> <p>(g) 同左</p>

	資本金の 10%未満	(h) 取引規制府令 49 条 11 号に掲げる事項。具体的には、次の (イ) かつ (ロ) (イ) 子会社の総資産の帳簿価額が上場会社の純資産額の 30%未満 (ロ) 子会社の売上高が上場会社単体ベースの売上高の 10%未満
⑧固定資産の譲渡	次の (a) ~ (c) いずれにも該当 (a) 固定資産の帳簿価額が純資産額の 30%未満 (b) 固定資産の譲渡による経常利益の増減見込額が経常利益金額の 30%未満 (c) 固定資産の譲渡による当期純利益の増減見込額が当期純利益金額の 30%未満	次の (a) ~ (d) いずれにも該当 (a) 固定資産の帳簿価額が連結純資産額の 30%未満 (b) 固定資産の譲渡による連結経常利益の増減見込額が連結経常利益金額の 30%未満 (c) 固定資産の譲渡による連結当期純利益の増減見込額が連結当期純利益金額の 30%未満 (d) 取引規制府令 49 条 12 号イに掲げる事項。具体的には、固定資産の帳簿価額が純資産額の 30%未満
⑨固定資産の取得	固定資産の取得価額が純資産額の 30%未満	次の (a) ~ (b) いずれにも該当 (a) 固定資産の取得価額が連結純資産額の 30%未満 (b) 取引規制府令 49 条 12 号ロに掲げる事項。具体的には、固定資産の取得価額が純資産額の 30%未満
⑩リースによる固定資産の賃貸借	(賃貸) 固定資産の帳簿価額が純資産額の 30%未満 (賃借) 固定資産のリース金額の合計見込額が純資産額の 30%未満	(賃貸) 固定資産の帳簿価額が連結純資産額の 30%未満 (賃借) 固定資産のリース金額の合計見込額が連結純資産額の 30%未満
⑪事業の全部又は一部の休止・廃止	次の (a) ~ (c) いずれにも該当 (a) 休止・廃止による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の 10%未満 (b) 休止・廃止による経常利益の増減見込額が経常利益金額の 30%未満 (c) 休止・廃止による当期純利益の増減見込額が当期純利益金額の 30%未満	次の (a) ~ (d) いずれにも該当 (a) 休止・廃止による売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の 10%未満 (b) 休止・廃止による連結経常利益の増減見込額が連結経常利益金額の 30%未満 (c) 休止・廃止による連結当期純利益の増減見込額が連結当期純利益金額の 30%未満 (d) 取引規制府令 49 条 13 号に掲

		げる事項。具体的には、休止・廃止による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満
⑫新たな事業の開始	次の(a)～(b)いずれにも該当 (a)新たな事業の開始による売上高の増加見込額が単体ベースで売上高の10%未満 (b)新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計見込額が単体ベースで固定資産の帳簿価額の10%未満	次の(a)～(c)いずれにも該当 (a)新たな事業の開始による売上高の増加見込額が連結ベースで売上高の10%未満 (b)新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計見込額が連結ベースで固定資産の帳簿価額の10%未満 (c)取引規制府令49条13号に掲げる事項。具体的には、次の(イ)かつ(ロ) (イ)売上高の増加見込額が単体ベースで売上高の10%未満 (ロ)特別に支出する額の合計見込額が単体ベースで固定資産の帳簿価額の10%未満
⑬人員削減等の合理化	次の(a)～(c)いずれにも該当 (a)合理化の実施による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満 (b)合理化の実施による経常利益の増減見込額が経常利益金額の30%未満 (c)合理化の実施による当期純利益の増減見込額が当期純利益金額の30%未満	次の(a)～(c)いずれにも該当 (a)合理化の実施による売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の10%未満 (b)合理化の実施による連結経常利益の増減見込額が連結経常利益金額の30%未満 (c)合理化の実施による連結当期純利益の増減見込額が連結当期純利益金額の30%未満
⑭特定調停法に基づく特定調停手続きによる調停の申立	調停の対象となる金銭債務の総額が単体ベースの債務総額の10%未満	調停の対象となる金銭債務の総額が連結ベースの債務総額の10%未満
⑮定款の変更	次の(a)～(c)のいずれかに該当 (a)法令の改正等に伴う記載表現のみの変更 (b)本店所在地の変更 (c)その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして東証が認める理由	同左

(※1) IFRS 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(※2) 株主割当による場合、買収防衛策の導入・発動による場合を除く。

(※3) IFRS 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。

【上場会社の発生事実に関する軽微基準の概要】 (※1)

項目	改正前	改正後
①災害に起因する損害、業務遂行の過程で生じた損害	次の(a)～(c)いずれにも該当 (a) 損害見込額が純資産額の3%未満 (b) 損害見込額が経常利益金額の30%未満 (c) 損害見込額が当期純利益金額の30%未満	次の(a)～(d)いずれにも該当 (a) 損害見込額が連結純資産額の3%未満 (b) 損害見込額が連結経常利益金額の30%未満 (c) 損害見込額が連結当期純利益金額の30%未満 (d) 取引規制府令50条1号に掲げる事項。具体的には、損害見込額が純資産額の3%未満
②訴訟の提起	次の(a)～(b)いずれにも該当 (a) 訴訟の目的の価額が純資産額の15%未満 (b) 敗訴した場合の売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満	次の(a)～(b)いずれにも該当(※2) (a) 訴訟の目的の価額が連結純資産額の15%未満 (b) 敗訴した場合の売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の10%未満
③判決等(※3)	軽微基準(上記②)に該当する訴訟についての判決等又は軽微基準に該当しない訴訟の一部について和解等であって、次の(a)～(d)いずれにも該当 (a) 判決等による給付財産の見込額が純資産額の3%未満 (b) 判決等による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満 (c) 判決等による経常利益の減少見込額が経常利益金額の30%未満 (d) 判決等による当期純利益の減少見込額が当期純利益金額の30%未満	軽微基準(上記②)に該当する訴訟についての判決等又は軽微基準に該当しない訴訟の一部について和解等であって、次の(a)～(e)いずれにも該当 (a) 判決等による給付財産の見込額が連結純資産額の3%未満 (b) 判決等による売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の10%未満 (c) 判決等による連結経常利益の減少見込額が連結経常利益金額の30%未満 (d) 判決等による連結当期純利益の減少見込額が連結当期純利益金額の30%未満 (e) 取引規制府令50条3号ロに掲げる事項。具体的には、次の(イ)かつ(ロ) (イ) 判決等による給付財産の見込額が純資産額の3%未満 (ロ) 判決等による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満
④仮処分命令の申立	仮処分命令が発せられた場合の売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満	次の(a)～(b)いずれにも該当 (a) 仮処分命令が発せられた場合の売上高の減少見込額が連結ベ

		<p>ースで売上高の 10%未満</p> <p>(b) 取引規制府令 50 条 4 号イに掲げる事項。具体的には、売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の 10%未満</p>
⑤仮処分命令の決定等 (※4)	<p>軽微基準 (上記④) に該当する仮処分命令についての裁判等又は軽微基準に該当しない仮処分命令の一部について和解等であって、次の (a) ~ (c) いずれにも該当</p> <p>(a) 裁判等による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の 10%未満</p> <p>(b) 裁判等による経常利益の減少見込額が経常利益金額の 30%未満</p> <p>(c) 裁判等による当期純利益の減少見込額が当期純利益金額の 30%未満</p>	<p>軽微基準 (上記④) に該当する仮処分命令についての裁判等又は軽微基準に該当しない仮処分命令の一部について和解等であって、次の (a) ~ (d) いずれにも該当</p> <p>(a) 裁判等による売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の 10%未満</p> <p>(b) 裁判等による連結経常利益の減少見込額が連結経常利益金額の 30%未満</p> <p>(c) 裁判等による連結当期純利益の減少見込額が連結当期純利益金額の 30%未満</p> <p>(d) 取引規制府令 50 条 4 号ロに掲げる事項。具体的には、裁判等による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の 10%未満</p>
⑥法令に基づく処分	<p>処分による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の 10%未満</p>	<p>次の (a) ~ (b) いずれにも該当</p> <p>(a) 処分による売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の 10%未満</p> <p>(b) 取引規制府令 50 条 5 号に掲げる事項。具体的には、処分による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の 10%未満</p>
⑦法令違反に係る告発	<p>告発がなされた事業部門等の売上高が単体ベースで売上高の 10%未満</p>	<p>告発がなされた事業部門等の売上高が連結ベースで売上高の 10%未満</p>
⑧債権の取立不能、取立遅延	<p>次の (a) ~ (c) いずれにも該当</p> <p>(a) 債務不履行のおそれのある額が純資産額の 3%未満</p> <p>(b) 債務不履行のおそれのある額が経常利益金額の 30%未満</p> <p>(c) 債務不履行のおそれのある額が当期純利益金額の 30%未満</p>	<p>次の (a) ~ (d) いずれにも該当</p> <p>(a) 債務不履行のおそれのある額が連結純資産額の 3%未満</p> <p>(b) 債務不履行のおそれのある額が連結経常利益金額の 30%未満</p> <p>(c) 債務不履行のおそれのある額が連結当期純利益金額の 30%未満</p> <p>(d) 取引規制府令 50 条 6 号に掲げる事項。具体的には、債務不履行のおそれのある額が純資産額の 3%未満</p>

⑨取引先との取引停止	取引停止による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満	次の(a)～(b)いずれにも該当 (a) 取引停止による売上高の減少見込額が連結ベースで売上高の10%未満 (b) 取引規制府令50条7号に掲げる事項。具体的には、取引停止による売上高の減少見込額が単体ベースで売上高の10%未満
⑩債務免除等の金融支援	次の(a)～(c)いずれにも該当 (a) 債務免除等の額が単体ベースの債務総額の10%未満 (b) 債務免除等による経常利益の増加見込額が経常利益金額の30%未満 (c) 債務免除等による当期純利益の増加見込額が当期純利益金額の30%未満	次の(a)～(d)いずれにも該当 (a) 債務免除等の額が連結ベースの債務総額の10%未満 (b) 債務免除等による連結経常利益の増加見込額が連結経常利益金額の30%未満 (c) 債務免除等による連結当期純利益の増加見込額が連結当期純利益金額の30%未満 (d) 取引規制府令50条8号に掲げる事項。具体的には、債務免除等の額が単体ベースの債務総額の10%未満
⑪資源の発見	その資源を利用する事業による売上高の増加見込額が単体ベースで売上高の10%未満	次の(a)～(b)いずれにも該当 (a) その資源を利用する事業による売上高の増加見込額が連結ベースで売上高の10%未満 (b) 取引規制府令50条9号に掲げる事項。具体的には、その資源を利用する事業による売上高の増加見込額が単体ベースで売上高の10%未満
⑫保有有価証券の含み損	次の(a)～(b)いずれにも該当 (a) 含み損の額が経常利益金額の30%未満 (b) 含み損の額が当期純利益の30%未満	次の(a)～(b)いずれにも該当 (a) 含み損の額が連結経常利益金額の30%未満 (b) 含み損の額が連結当期純利益金額の30%未満

(※1) IFRS 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(※2) 取引規制府令50条4号イに掲げる事項も満たす必要があるものと思われる。

(※3) 軽微基準に該当しない訴訟の提起(上記②参照)についての判決やその全部についての和解等の場合は、常に適時開示が求められる。

(※4) 軽微基準に該当しない仮処分命令の申立(上記④参照)について裁判やその全部についての和解等の場合は、常に適時開示が求められる。